

務	00	01	30年
(令和37年3月末まで保存)			
(令和27年3月末まで有効)			

警 務 第 3 5 3 号
令 和 7 年 2 月 2 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の公布について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）において、アナログ規制に該当する条項について見直しを行うこととされた等を踏まえ、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第10号）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第2号）が令和7年2月10日に公布され、令和7年3月1日から施行されることとなった。

その内容等は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

本件担当：警務課企画係

別紙

(凡例)

- 「改正府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第10号）
- 「改正規則」 : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第2号）

第1 趣旨

令和4年6月、デジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、我が国における全ての法令について、7項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）等に該当する条項について見直しを行い、デジタル化を妨げるアナログ規制を一掃することとされた。

これを踏まえ、聴聞等の手続に係る公示について、所要の規定の整備を行うこととした。

第2 改正府令等の内容

1 改正府令

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の一部を改正し、都道府県公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とした。

2 改正規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）、ストーカー行為等の規則等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成27年国家公安委員会規則第17号）の一部を改正し、都道府県公安委員会等の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とした。

3 施行期日

令和7年3月1日から施行することとした。

第3 参考

各規定における運用上の留意事項等については、所管部局から別途指示することを予定している。

(参考資料)

- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第10号）の官報の写し
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第2号）の官報の写し



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕

○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一〇）

〔規則〕

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（国家公安委二）

〔告示〕

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（内閣府二四）

○食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する件（同二五）

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定に基づく意見聴取の通知の件（公安審査委一）

○地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程等の一部を改正する告示（厚生労働二一）

三 六 二七 三 一 一

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

企業年金基金変更、司法書士名簿登録等、并理士登録関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他
会社決算公告

○エックス線装置構造規格の一部を改正する件（同二二）
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二三八）
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件（同二三九）
○肥料の登録が失効した件（同二四〇）
○新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通八三）

三 六 二七 三 一 一

府令

○内閣府令第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四十四条の七の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年二月十日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞の手続） 第九条の十三の二 法第七十五条第五項（法第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（聴聞の手続） 第九条の十三の二 法第七十五条第五項（法第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。
（聴聞の手続） 第三十条の二 法第百四条の二第二項（法第百四条の二の三第七項及び法第百七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（聴聞の手続） 第三十条の二 法第百四条の二第二項（法第百四条の二の三第七項及び法第百七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

附則

この府令は、令和七年三月一日から施行する。

規

則

○国家公安委員会規則第二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十八条、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十六条、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第十五項、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第八条第九項及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月十日

国家公安委員会委員長 坂井 学

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞の公示） 第百十一条 法第四十一条第二項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（聴聞の公示） 第百十一条 法第四十一条第二項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運行供用制限命令に係る文書の記載事項） 第九條 法第九條第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 一 法第九條第一項の規定による都道府県公安委員会の命令（以下この条において「運行供用制限命令」という。）の年月日	（運行供用制限命令に係る文書の記載事項） 第九條 法第九條第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 一 法第九條第一項の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の命令（以下この条において「運行供用制限命令」という。）の年月日
（聴聞の手続） 第十二條 法第十條第二項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（聴聞の手続） 第十二條 法第十條第二項の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）
第三条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞の審理の公開） 第十二條 [略] 2 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（聴聞の審理の公開） 第十二條 [同上] 2 前項の規定による公示は、聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正）
第四条 ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意見の聴取の審理の公開） 第十一条 [略] 2 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（意見の聴取の審理の公開） 第十一条 [同上] 2 前項の規定による公示は、意見の聴取を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正）
第五条 国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意見の聴取の審理の公開） 第十一条 [略] 2 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（意見の聴取の審理の公開） 第十一条 [同上] 2 前項の規定による公示は、国家公安委員会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。